

学校法人会計の特徴（企業会計との違い）

一般的に企業会計は、収益と費用を正しく捉えて営業年度の正しい損益を計算し、併せて、企業の財政状態を知ることによって、より高い収益性と安全性を図ることを目的としている。一方、学校法人は、教育研究活動というきわめて公益性の高い事業を遂行することを目的としており、この教育研究活動を円滑に遂行するための財政の安定と持続性が求められる。

学校法人会計は、企業会計のような「損益」というとらえ方ではなく、今後の活動を継続的かつ安定的に遂行していくため、収支の均衡の状況と財務の状態を正確にとらえ、健全な経営をすることを目的として「学校法人会計基準」に基づき資金収支、事業活動収支、貸借対照表などの計算書類が作成されている。

○ 資金収支計算書

当該会計年度における教育研究活動等の諸活動に対応する、すべての収入及び支出の内容を明らかにして、支払資金の収入及び支出の顛末を明らかにするもの

○事業活動収支計算書

当該会計年度における事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにする、企業会計における損益計算書にあたるもの

○貸借対照表

当該会計年度末における資産・負債・正味財産等、財政状態を表すもの

【資金収支・事業活動収支計算書の勘定科目】

（共通科目）

●学生生徒等納付金収入

授業料や入学金、教育充実費など

●手数料収入

入学検定料や在学証明書等の発行手数料など

●寄付金収入

金銭やその他の資産等を寄贈者から贈与されたもので、使途が明確な特別寄付金と、使途が明確でない一般寄付金がある

●補助金収入

国や地方公共団体から交付される補助金

●資産運用収入

預金・有価証券・施設設備等の運用から得た利息や配当金等

●事業収入

外部からの研究委託を受ける受託事業収入など

●雑収入

帰属する上記の各収入以外の収入

●前受金収入

翌年度入学の学生生徒等に係る学生生徒等納付金（授業料等）等、当年度に納入された金額

■人件費支出

教職員専任教職員、非常勤教職員等に支給する本俸や期末手当、又はその他の手当や所定福利費、退職金に要する支出

■教育研究経費支出

教育研究活動に要する経費や学生生徒の厚生費等に要する経費

■管理経費支出

学校法人の運営に係る経費等（総務・人事・経理）業務や学生募集活動等、教育研究活動に該当しない支出

■施設関係支出

土地の取得、施設等の建設やそれに付随する設備などに係る経費

■設備関係支出

教育研究用の機器備品や法人運営のために必要な備品の他、図書や車両も含まれる

■資産運用支出

有価証券の購入等、資産運用に係る支出

(資金収支計算書の勘定科目)

●前受金収入

翌年度分の授業料・施設費等が当該年度の会計において資金収入したもの

●■資金収支調整勘定

当年度の活動に入るべき前年度以前の収入・支出や、翌年度以降の収入・支出とされる資金を調整する勘定科目

(事業活動収支計算書の勘定科目)

■徴収不能額

未収入金の内、当期において回収不能と判断した額がある場合に計上

●■教育活動収支差額

教育研究活動における収支差額

●■教育活動外収支差額

受取利息・配当金等と借入金等利息等の収支差額

●■経常収支差額

教育活動収支差額と教育活動外収支差額の合算値

■資産処分差額

除却や廃棄などの処分をした機器備品や建物、図書の帳簿残高

●■特別収支差額

資産処分差額等、特別な収入支出の収支差額

●■基本金組入前当年度収支差額

経常収支差額と特別収支差額の合算値

■基本金繰入額合計

学校法人が教育研究活動の計画に基づき必要な資源を継続的に保持するため、基本金組入前当年度収支差額から基本金繰入額合計を控除する

控除した残額は、当年度収支差額という

【貸借対照表の勘定科目】

■純資産の部

基本金と繰越収支差額を合わせ純資産の部という

■基本金

- 第1号基本金 学校法人が取得した校地、校舎、備品等の固定資産分を組入れる
- 第2号基本金 将来計画に基づき、校舎の設置または規模の拡充などに要する経費を組入れる
- 第3号基本金 基金として元本を継続的に保持し、運用果実を研究資金に充てることを目的としている金額
- 第4号基本金 学校法人の運営を円滑にする体制を構築するため必要な運転資金を恒常的に保持するための組入れる